書類の保管期限

~保管忘れに注意しましょう~

■書類の保管期限【目次】



- · 外国人(技能実習)
- · 外国人(特定技能)
- 労働基準法
- 労働者災害補償保険法
- ・雇用保険法
- ・健康保険法・厚生年金保険法

■外国人(技能実習) >

※実習実施者

<u>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律</u> 施行規則

(帳簿書類)

規則第22条 法第二十条の**主務省令で定める帳簿書類**は、次のとおりとする。

- 一技能実習生の管理簿
- 二 認定計画の履行状況に係る管理簿
- 三 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容 を記録した日誌
- 四 企業単独型実習実施者にあっては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で 定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種 及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議 の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2 法第二十条の規定により前項の帳簿書類を技能実習を行わせる事業所に備えて置かなければならない期間は、技能実習生が技能実習 を終了した日から一年間とする。



■外国人(特定技能)

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令

(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準) 第二条 法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特 定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとす る。

一~四 省略

五 特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から一年以上備えて置くこととしていること。

六~十三 省略

- 2 法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする
- 一~二 省略
- 三 <u>一号特定技能外国人支援の状況に係る文書</u>を作成し、当該一号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から一年以上備えて置くこととしていること。

四~七 省略

参考模式第3-7号(別紙)

1 号特定技能外国人支援対象者名簿

特定技能所属機関の氏名又は名称:

	氏名(ローマ字)	性別	生年	手月日		国籍・地域	在留カード番号	住居地	支援実施状況
		男						₹	・未実施の支援項目がある → □
1			年	月	В				・定期団談の問題の有無 □ 問題あり(定期団談報告書写しを添付)
		女						(電話番号)	□ 問題なし
		男						₹	・米実施の支援項目がある 一 🗆
2			年	月	В				・定期面談の問題の有無 同題あり(定期面談報告書写しを添付) 問題なし
		女						(電話番号)	□ 問題なし
		男						₹	・未実施の支援項目がある 一 🗆
3		٠.	年	月	В				・定期団数の問題の有無 □ 問題あり(定期団数報告書写しを添付)
		女						(電話番号)	□ 問題なし
		男						₹	・未実施の支援項目がある 🗅 🔲
4			年	月	В				・定期回数の問題の有無 回問題あり(定期回数報告書写しを添付)
		女						(電話番号)	□問題なし
		男						₹	・米実施の支援項目がある → □
5			年	月	В				・定期回数の問題の有無 回問題あり(定期回数報告書写しを添付)
		女						(電話番号)	□問題なし
		男						₹	・米実施の支援項目がある ユ 🗆
6			年	月	В				・定期団獣の問題の有無 回題あり(定期団獣報告書写しを添付)
		女						(電話番号)	□ 問題なし

- (注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書(参考様式第5-13号)を添付すること。
- (注2) 定期面談で「問題あり」を選択した場合には、定期面談報告書(参考様式第5-5号、5-6号)を添付すること。

■労務__労働基準法

労働基準法

(記録の保存)

第百九条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他**労働関係に関する重要な書類**を**五年間**保存しなければならない。

(一般労働者用:常用、有期雇用型)

労働条件通知書



СТ

※ 保管書類まとめはこちら

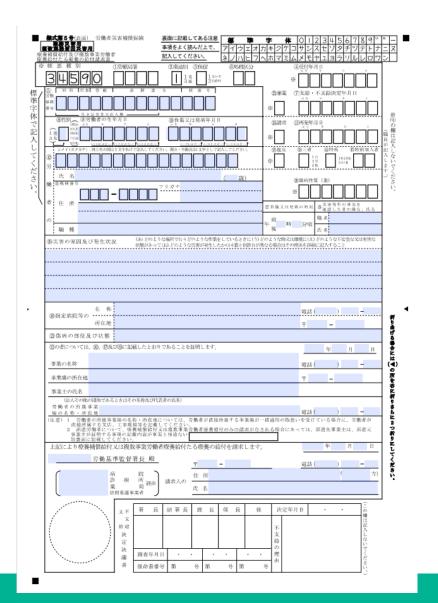
労働者災害補償保険法施行規則

(書類の保存義務)

第五十一条 労災保険に係る保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労災保険に関する書類 (徴収法又は労働保険の保

険料の徴収等に関する法律施行規則による書類を除く。)を、その

完結の日から三年間保存しなければならない。



■労務__雇用保険法

雇用保険法施行規則

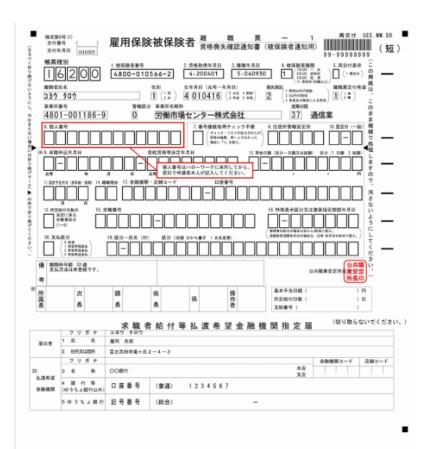
(書類の保管義務)

第百四十三条事業主及び労働保険事務組合は、雇用保険に関する

書類(雇用安定事業又は能力開発事業に関する書類及び徴収法又は

。)を**その完結の日から二年間**(<u>被保険者に関する書類</u>にあつては

、**四年間**)保管しなければならない。



■ 労務__健康保険法·厚生年金保険法

健康保険法施行規則

(事業主による書類の保存)

第三十四条 事業主は、**健康保険に関する書類**を、**その完結の日より二年間**、保存しなければならない。

厚生年金保険法施行規則

(書類の保存)

第二十八条 事業主は、その<u>厚生年金保険に関する書類</u>を、**その完 結の日から二年間**、保存しなければならない。

Official use only Lump-sum Withdrawal Payment Claim Form (Bational Pension / Employee's Pension Insurance) (日本年金機權記入權)										
脱退一時金請求書(国	说退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)							Ш		
※Please complete the form in capital letters of the Roman alphabet. Please complete only the area inside the bold lines. ※RDはアルファイット大文字で接続します。大体内の分配人してください。 ※In any case, the person who received the Lump-sum withdrawal payment loses all periods of Japanese pension coverage before claiming the Lump-sum Withdrawal Payment. If your veilibility period is less than 120 months (10 years), please read the notes on page 2 of the Lump-sum Withdrawal Payment. Claim Form carefully, and consider the possibility of receiving a pension in the future, if you want for receive the Lump-sum Withdrawal Payment, sign in column [2]. If you have been insured for a long time and have not sloned column [2], we may return your documents to confirm your intention to make a claim. ※ROMA 中央会会关系中央公方法、上がなる場合・SEMA 中会会情末する場所の日本会に向いていた期間かれてなくなります。完成資格期間 新加り、「日本の日本会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会										
1. Date Year 年	Mont F	•	11 '			reside	nce pern	nit? ∄	住許可の有無	(許可目)
年 月 日 No / Yes (Date of the permit: 2. My eligibility period is less than 120 months (10 years), even if I include periods covered by the pension system of the partner country with which Japan has concluded the Pension Totalizzation Agreement and complementary periods. Therefore, I claim the Lump-sum Withdrawal Payment with the understanding that all periods covered by the Japanese pension prior to find claim will be considered entirely invalid. **Country Section 10 on the Partner of the Country Section 10 on the Country Section										
4. Claimant's (your) full Full name	name,	date of birth a	ind address a	ter leaving	Japan	請求者	氏名、生年	月日及	び離日後の色	(所)
E: 45										
Date of birth 生年月日			Year 🚈	Mor JE			Day Nati 日 田報	onality		- 1
Address after leaving Japan 離日後の住所					Cou	ntry				
5. Bank account for the	transfe	r of the Lump	o-eum Withdra	wal Payme	nt (脱退	一時全	表込先口崖)		
Official use only 日本年全際構配入調	1 3	銀行当一	r I		支店≃	- k			預金種別	1
Bank name 銀行名										- 1
Branch name 文店名										
Branch location 支店の新在地							Cour	ntry		
Account number 口座番号								k stamp の証明	for verificati	on
An account whose		In Roman letters ヒーマ本								
account holder is the calmant himselftheresif in Katakana letters (fill in only if you appoint a financial institution in Japan) 競求者本人の口匿名差 かタカナ(日本国内の金融機関を搭定した限のみ完全)										
6. Items mentioned in the Basic Pension Number Notice or Pension Handbook(臺灣年全委名通知書主允注年全手模等の記載事項)										
Basic Pension Number 조래부소중공										
Symbol Number of each pens 各制度の記号番号	sion syste	em				_				
Official use only (日本年金機構 別入欄) (日本年金機構 別入欄) 加入制度 チェック1 チェック2 チェック3 チェック4										

■保管書類まとめ__外国人(技能実習)

書類カテゴリ	書類名	保管期限
	一 技能実習生の管理簿	
	二 認定計画の履行状況に係る管理簿]
	三 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌	技能実習生が技能実習を終了した
実習実施者の保管書類	四 企業単独型実習実施者にあっては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類	
	五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、	日から1年間
	法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示 で定める書類	
	一 実習監理を行う団体監理型実習実施者及びその実習監理に係る団体監理型技能実 習生の管理簿	
	二 監理費に係る管理簿	1
	三 団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿	
	四 第五十二条第一号及び第二号の規定による団体監理型技能実習の実施状況の監査に係る書類	
	五 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類	
監理団体の保管書類 ニュー	六 第五十二条第三号の規定による指導の内容を記録した書類	団体監理型技能実習の終了の日か
	七 団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類	ら一年間
	八 外部監査の措置を講じている監理団体にあっては第三十条第六項各号に規定する]
	書類、外部監査の措置を講じていない監理団体にあっては同条第三項に規定する書類	
	九 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職	
	種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示	
	で定める書類	

■保管書類まとめ__外国人(特定技能)

書類カテゴリ	書類名	保管期限	
	特定技能外国人の管理簿		
	特定技能雇用契約の内容	特定技能雇用契約の終了の日から 1年以上	
活動の内容に係る文書	雇用条件		
	特定技能外国人の待遇に係る事項が記載された書類(賃金台帳(労働基準法第108条)等)		
	特定技能外国人の出勤状況に関する書類(出勤簿等の書類)		
	支援実施体制に関する管理簿		
1号特定技能外国人支援の状況に係る文書	支援の委託契約に関する管理簿		
1〜行在1×比/1・凹八×抜い八ルにボる×青	支援対象者に関する管理簿		
	支援の実施に関する管理簿		

※ 根拠法律はこちら

※参考資料:【特定技能所属機関】<u>特定技能 運用要領 p66~</u> 【登録支援機関】特定技能 運用要領 p140~

■保管書類まとめ__労働基準法

書類カテゴリ	書類名	保管期限
	貯蓄金管理協定届	
	預金管理状況報告	
	解雇制限除外認定申請書	
	解雇予告除外認定申請書	
労働基準監督署に申請または届出する場合に使 う様式	1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届	
	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	
	1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届	
	寄宿舎規則(変更)届	5 年間
	就業規則(変更)届	
	労働者名簿	
	労働条件通知書	
必要に応じて事業場で使用する様式	労働条件通知書(無期転換後の労働条件)	
必女に心して事未物で使用する豚丸	賃金台帳(常用労働者)	
	賃金台帳(日々雇い入れられる者)	
	退職事由に係るモデル退職証明書	

※ 根拠法律はこちら

※参考資料:主要様式ダウンロードコーナ

■保管書類まとめ__労働者災害補償保険法

書類カテゴリ	書類名	保管期限
療養(補償)等給付たる療養の給付関係	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書 業務災害用・複数 業務要因災害用	
療養(補償)等給付たる療養の費用の支給関係	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書	
休業(補償)等給付関係	休業補償給付支給請求書 複数事業労働者休業給付支給請求書 業務災害用・複数業 務要因災害用	
障害(補償)等給付関係	障害補償給付 複数事業労働者障害給付 支給請求書 障害特別支給金 障害特別年 金 障害特別一時金 支給申請書 業務災害・複数業務要因災害用	
遺族(補償)等給付関係	遺族補償年金 複数事業労働者遺族年金 支給請求書 遺族特別支給金支給申請書 遺族特 別年金支給申請書 業務災害・複数業務要因災害用	
介護(補償)等給付関係	介護補償給付 複数事業労働者介護給付 介護給付支給請求書	
年金・一時金・労災就学援護費関係	年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 年金の払渡金融機関等変更届	完結の日から3年間
二次健康診断等給付関係	二次健康診断等給付請求書	
アフターケア委託費・通院費関係	アフターケア手帳交付申請書	
義肢等補装具費関係	義肢等補装具購入・修理費用支給申請書	
外科後処置	外科後処置申請書	
訪問看護費用請求書	労災保険訪問看護費用請求書	
その他の関係	未支給の保険給付支給請求書_未支給の特別支給金支給申請書	
特別加入関係	特別加入申請書(中小事業主等)	
第三者行為災害関係	第三者行為災害届	

※ 根拠法律はこちら

※参考資料:主要様式ダウンロードコーナ

■保管書類まとめ__雇用保険法

書類カテゴリ	書類名	保管期限
	育児休業給付金受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書	
育児休業・介護休業給付	育児休業給付支給申請書	
日元作未 万成作未相口	育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書	
	介護休業給付金支給申請書	
	雇用保険被保険者60歲到達時等賃金証明書	
賃金証明書	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書	完結の日から2年間
	雇用保険被保険者資格取得届	
被保険者資格関係	雇用保険被保険者資格喪失届	
	雇用保険被保険者転勤届	
· 方午粉豆田继续处//	高年齢雇用継続給付支給申請書	
高年齢雇用継続給付	高年齢雇用継続給付受給資格確認票	
その他	離職証明書(3枚複写)	

※ 根拠法律はこちら

※参考資料:雇用保険様式ダウンロード(

■保管書類まとめ__健康保険法・厚生年金保険法

書類カテゴリ	書類名	保管期限	
適用関係届書・申請書	健康保険・厚生年金保険 新規適用届		
適用関係届書・申請書	健康保険・厚生年金保険 任意適用申請書		
保険料関係届書・申請書	社会保険料納入証明申請書	完結の日より2年間	
船員保険 適用関係届書・申請書	船員保険・厚生年金保険 新規適用船舶所有者届		
脱退一時金	脱退一時金請求書		

■まとめ

- ・提出期限のみならず、**保管期限**についても注意
- ・保管書類については、<u>重要な項目</u>(正確な記載が必要な項目、他の書類と関連する項目等)を意識して、その記載が抜けていないかを確認

四半期届出の必要書類や36協定など、<u>外国人雇用に関するマニュアル</u>は下記の ユーザーマニュアルに掲載しております。

今回の保管書類レクチャーと合わせてご確認下さい。



書類は、相手方と円滑にコミュニケーションを図る上で大切です。

保管の有無だけでなく、内容がしっかり記載されているかも確認し、必要に応じて速やかに内容確認を行えるようにいたしましょう。

引き続き潤滑な運用ができるよう、 ご協力の程、よろしくお願いいたします。

